前橋都市計画用途地域の変更（前橋市決定・案）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　　類	面　　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備　　考
第一種低層 住居専用地域 小　　計	約　381 ha 約　86 ha 約　44 ha 約　511 ha	8／10以下 10／10以下 10／10以下	4／10以下 5／10以下 6／10以下	1.0m 1.0m 1.0m	－ － －	10m 10m 10m	10.2 %
第二種低層 住居専用地域	－	－	－	－	－	－	－
第一種中高層 住居専用地域 小　　計	約　37 ha 約　919 ha 約　956 ha	10／10以下 20／10以下	5／10以下 6／10以下	－ －	－ －	－ －	19.1 %
第二種中高層 住居専用地域 小　　計	約　0.8 ha 約　465 ha 約　466 ha	10／10以下 20／10以下	5／10以下 6／10以下	－ －	－ －	－ －	9.3 %
第　一　種 住 居 地 域	約1,086 ha	20／10以下	6／10以下	－	－	－	21.8 %
第　二　種 住 居 地 域	約　21 ha	20／10以下	6／10以下	－	－	－	0.4 %
準住居地域	約　16 ha	20／10以下	6／10以下	－	－	－	0.3 %
田園住居地域	－	－	－	－	－	－	－
近隣商業地域 小　　計	約　277 ha 約　41 ha 約　318 ha	20／10以下 30／10以下	8／10以下 8／10以下	－ －	－ －	－ －	6.4 %
商 業 地 域 小　　計	約　232 ha 約　65 ha 約　297 ha	40／10以下 60／10以下	－ －	－ －	－ －	－ －	6.0 %
準工業地域	約　680 ha	20／10以下	6／10以下	－	－	－	13.6 %
工 業 地 域	約　216 ha	20／10以下	6／10以下	－	－	－	4.3 %
工業専用地域 小　　計	約　136 ha 約　292 ha 約　428 ha	20／10以下 20／10以下	5／10以下 6／10以下	－ －	－ －	－ －	8.6 %
合　　計	約 4,995ha						100 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

西部環状線沿道地区は、都市計画道路３・３・９号西部環状線道路端から 50m の範囲を第一種住居地域として用途地域が指定されている。

今回、都市計画道路３・３・９号西部環状線道路のうち、主要地方道前橋安中富岡線交差部から一般県道足門前橋線交差部までの区間について、整備事業に際して詳細に検討した結果、現地の地形に合わせて道路線形及び幅員の見直しを行う。このため、本見直しに伴い用途地域境界の整合を図るため、用途地域を変更する。